



10教職第116号
平成10年5月26日

各教育事務所長

各市町村（学校組合）教育長 様

各県立学校長

高知県教育長



児童手当及び特例給付の所得制限限度額の
改正について（通知）

このことについて、児童手当法施行令が一部改正され、支給要件に係る所得の
限度額が下記のとおり改正される予定ですのでお知らせします。

記

1. 限度額

(1) 児童手当

現行 149万6千円

改正案 152万9千円

(2) 特例給付

現行 327万8千円

改正案 344万5千円

2. 施行

平成10年6月分の給付から適用

(参考) 扶養親族数別所得制限限度額

(単位：万円)

扶養親族類	児童手当		特例給付	
	改正前	改正後	改正前	改正後
0人	149.6	152.9	327.8	344.5
1人	179.6	182.9	357.8	374.5
2人	209.6	212.9	387.8	404.5
3人	239.6	242.9	417.8	434.5
4人	269.6	272.9	447.8	464.5
5人	299.6	302.9	477.8	494.5

※ 老人扶養親族がある場合には、1人につき6万円を加算する。